

長崎県地学会誌

第 9 号

1 9 6 7

目	次
研究発表	
1966年8月ペルセウス座流星群	原口 孝昭1
教材研究	
「ESCP地学」の考え方とその2, 3の応用について	栄岩 吉郎9
日曜地質巡検会記事(第30~35回)	
北松炭田鹿町地区の地層と化石	西村 進15
飯盛町江ノ浦地域の地質	西村 暉希17
川棚町虚空蔵山の火山地質	山本 寿一19
西海村北部の地質調査	鎌田 泰彦20
天草下島, 富岡半島の地質	石川 直衛22
附一高橋良平著, 熊本県天草郡, 下島, 富岡半島の地質(抄録)23
北高, 高来町轟の滝附近の地質見学	堀口 承明26
長崎県地学会記事28
長崎県地学会々員名簿29
会則・役員名簿表紙ウラ

昭和 42年 7月

長崎県地学会

長崎県地学会会則

第1条(名称) 本会は長崎県地学会
(Nagasaki Earth Science
Association)と称する。

第2条(目的) 本会は長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。

第3条(事業) 本会は第2条の目的を達するため、下記の事業を行なう。

1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
4. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
5. その他の研究や地学教育に関する事業

第4条(組織) 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。

第5条(会員) 会員は、名誉会員・賛助会員・正会員・学生会員およびクラブ会員の5種とする。会員は、第3条に規定した事業に参加することができる。

第6条(会費) 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。

第7条(総会) 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。

第8条(役員) 本会の役員は、会長1名、副会長1名、顧問、理事及び幹事各々若干名とする。役員任期は2年とし、重任をさまたげない。

第9条(役員の仕事) 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 顧問は本会の運営に相談にあずかる。
- 4 理事は理事会を組織し、総会で決定した基本方針に従って、本会の運営にたずさわる。
- 5 幹事は本会の会務・会計を監査する。

第10条(役員を選出) 会長・副会長および顧問は理事会が推薦する。

- 2 理事及び幹事は正会員の中からえらぶ。

第11条(会則の変更) 会則の変更は、正会員の申し出により、理事会が審議し、総会に計って議決する。

第12条(会計年度) 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附則

1. 賛助会員は第2条の目的を賛助し、附則第4項に定める賛助会費を納める個人又は法人で、理事会で承認したものとす。
2. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な功績があり、長崎県に関係の深い者を理事会が推薦する。
3. 本会は、次の区分に従う。但し、経常費でまかなえない場合には別途徴収することもある。

正会員・クラブ会員	年300円
学生会員	年150円
賛助会員	年1口2,000円
名誉会員・顧問	会費の納入を要しない。

5. 理事は、常任理事、下記の地域の代表理事及び職域代表理事をそれぞれ若干名おく。
長崎(長崎市・西彼杵郡)
中部(諫早市・大村市・北高来郡・東彼杵郡)

県北(佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡)
島原(島原市・南高来郡)
対馬(下県郡・上県郡)

壱岐(壱岐郡)(下県郡・上県郡)・対馬五島(福江市・南松浦郡)

6. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。
7. 本会の事務局は、長崎市文教町1-14、長崎大学教育学部地学室内におく。

昭和36年9月24日施行

昭和39年2月5日改正(会費)

昭和40年6月19日改正(顧問、地域区分)

昭和42年5月4日改正(クラブ会員、会計年度、顧問の会費、地域区分)